

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号

「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外410名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（6）

～被ばくによる健康不安について～

令和2（2020）年2月12日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

同 弁護士 松 田 耕 平

同 弁護士 佐々木 学
外

目次

第1	はじめに	4
1	本件原発事故	5
2	大量の放射性物質の拡散	6
(1)	福島県及びその周辺に放射性物質が広がったこと	6
(2)	報道	7
ア	平成23(2011)年3月13日、福島民報、1面(甲D141)	7
イ	同月14日、福島民報、3面(甲D142)	7
ウ	同月15日、福島民報、県内面(甲D143)	8
エ	同月16日、福島民報	8
3	原告ら浪江町民が被ばくしたこと	9
(1)	原告ら浪江町民の避難経路と避難先等での空間線量	9
ア	浪江町内の状況(津島地区を除く)	9
イ	浪江町津島地区の状況	10
ウ	南相馬市の状況	11
エ	二本松市及びその周辺(福島県中通り地方)の状況	12
オ	いわき市の状況	13
カ	小括	14
(2)	原告ら浪江町民の被ばく量の調査	14
ア	WHOによる放射線被曝量の推計	14
イ	弘前大学被ばく医療総合研究所による甲状腺被ばく量調査	14
ウ	放射線医学総合研究所による甲状腺被ばく量推計調査	14
エ	日本原子力研究開発機構による放射線被ばく量調査	15
(3)	小括	15
4	まとめ	15

第3	原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安や恐怖を抱いていること	15
1	はじめに	15
2	住民意向調査	16
	(1) はじめに	16
	(2) 平成24年度版(甲D76)	16
	(3) 平成30年度版(甲D154)	17
3	「なみえの子どもたちの想い—復興に関する子ども向けアンケート自由意見」(甲D26)	18
4	浪江町被害実態報告書・精神的損害実態調査アンケート(甲D102)	19
5	健康不安に関するアンケート(甲D97)	20
第4	原告ら浪江町民が被ばくによる健康不安や恐怖を抱くことが合理的であること	21
1	県民健康調査	21
2	浪江町民に対する内部被ばく検査等	23
	(1) 内部被ばく検査	23
	(2) 甲状腺検査	24
	(3) 染色体検査	25
3	裁判所による現地(被災地)視察の状況	26
第5	結語	27

第1 はじめに

1 本書面は、原告準備書面（5）で述べた、被ばくによる健康影響についての一般的知見を踏まえ、

①福島県及びその周辺に滞在・避難した原告ら浪江町民が被ばくしたこと（第2）

②原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安や恐怖を抱いていること（第3）

③原告ら浪江町民が被ばくによる健康不安や恐怖を抱くことが合理的であること（第4）

について主張する書面である。

2 本件原発事故により、本来であれば外部に漏れることのない放射性物質が大量に漏出した。

原告らが避難した福島県内及びその周辺地域は、大量に漏出し拡散した放射性物質により空間線量が高かった、あるいは上昇した地域であった。

原告らは、かかる地域に居ただけで高線量の放射性物質にさらされ、日常生活で被ばくするよりも高い線量の被ばくを余儀なくされたものである。

上記は、日本放送協会（NHK）が平成28（2016）年3月5日（土）21時～21時49分に放送した「“原発避難”7日間の記録～福島で何が起きていたのか～」という特集番組（甲D132）によっても明らかであるので適宜参照されたい。

第2 福島県及びその周辺に滞在・避難した原告ら浪江町民が被ばくしたこ
と

1 本件原発事故

(1) 相次ぐ水素爆発

ア 平成23(2011)年3月12日15時36分、福島第一原発1号機で水素爆発が発生した(甲D132、甲D133)。

(以下は甲D132の画像の一部である。)



イ 1号機の水素爆発から2日も経たない同月14日11時01分、福島第一原発3号機で水素爆発が発生した（甲D132、甲D134）。（以下は甲D132の画像の一部である。）



ウ 3号機の水素爆発から約19時間後の同月15日6時14分、福島第一原発2号機及び同4号機でも水素爆発が発生した（甲D135、甲D136）。

（2）このように、3日と経たない短期間に相次いで、福島第一原発1号機乃至4号機で水素爆発が発生したものである。

2 大量の放射性物質の拡散

（1）福島県及びその周辺に放射性物質が広がったこと

上記1の相次ぐ水素爆発に伴い、大量の放射性物質が漏出し空気中に飛散したことは自明であるところ、飛散した大量の放射性物質は、風の影響等により、福島県及びその周辺に拡散していった（甲D132～甲

D140)。

このことは、以下(2)の報道からも裏付けられる。

なお、上記1で画像を示したNHKスペシャル「“原発避難”7日間の記録～福島で何が起きていたのか～」(甲D132)で放送された映像のうち、放射性物質の拡散状況と人の移動経過について分析した映像を静止画として整理し説明を付した画像一覧(甲D137～甲D140)も適宜参照されたい。

(2) 報道

ア 平成23(2011)年3月13日、福島民報、1面(甲D141)

見出し：「福島第一原発で爆発」

「放射性物質 拡散か」

「燃料一部溶融」

記事：「東京電力福島第一原発1号機の周辺ではウラン燃料が核分裂してできる放射性物質のセシウムとヨウ素が検出され、経済産業省原子力安全・保安院幹部は十二日午後、燃料の一部が溶ける『炉心融解』が起きたとの見方を明らかにした。」

「日本の原発で炉心融解は初。」

イ 同月14日、福島民報、3面(甲D142)

見出し：「女川原発で高めの放射線量」

「福島第一1号機から飛来か」

記事：「東京電力は十三日、女川原発(宮城県女川町、石巻市)の敷地境界付近で同日午前一時五十分ごろ、一時間当たり二マイクロシーベルトの比較的高い放射線量を観測し」

「東北電力は、約百キロ離れた東京電力福島第一原発(大熊

町、双葉町) から放出された放射性物質が飛来した可能性が高いとみている」

「風向きと風速から計測すると、福島第一原発・1号機に十二日午後、国内初の『炉心融解』とみられる現象が起きた後、原子炉建屋が爆発したころに放出された放射性物質と考えられるという。」

ウ 同月15日、福島民報、県内面（甲D143）

見出し：「福島第一原発2号機 メルトダウンの恐れ」

「放射性物質大量放出も 住民への影響懸念」

記事：「チェルノブイリの原発事故のように、放射能が住民の健康に長く深刻な影響を及ぼしかねない」

エ 同月16日、福島民報

(ア) 1面（甲D144・1頁）

見出し：「高濃度放射能漏れ」

記事：「同原発の3号機付近では午前十時二十二分、一般人の年間被ばく線量限度の4百倍に達する、毎時四〇〇ミリシーベルト（一ミリシーベルトは一〇〇〇マイクロシーベルト）の放射線量を観測。」

(イ) 2面（甲D144・2頁）

見出し：「放射能 福島、通常の478倍」

記事：「県が県内七方部で行っている放射能の常時測定調査」・・・
「で、福島市で午後七時、通常の四百七十八倍に当たる一時間当たり23.88マイクロシーベルトが検出された。」

「県は福島第一原発の水素爆発など一連の事故、トラブルの影響とみている」

(ウ) 2面(同)

見出し：「放射能、関東にも拡大」

記事：「関東各地でも十五日、通常より高い放射線量が観測された。」

「茨城県内では最大で通常の百倍程度の毎時五マイクロシーベルトを観測。」

「神奈川県内でも通常の十倍近い値が出た。」

「東京都も大気中からヨウ素やセシウムなどの放射性物質を検出」

「さいたま市でも高い値が検出された」

「北からの風に乗って放射性物質が拡散している影響とみられる」

3 原告ら浪江町民が被ばくしたこと

(1) 原告ら浪江町民の避難経路と避難先等での空間線量

原告ら浪江町民は、主に、本件原発事故後において以下のように滞らないし避難をしたところ、その避難先等における空間線量は、以下の通りの状況であった。

ア 浪江町内の状況（津島地区を除く）

原告ら浪江町民は、平成23（2011）年3月12日、浪江町による避難指示を受け、その多くが町北西部の津島地区へと避難したが、避難者が殺到したことなどから、原告ら浪江町民の中には、避難せずに浪江町内の自宅などにとどまる者もいた（訴状126頁参照）。

津島地区を除く浪江町内の空間線量は、例えば、

①浪江町大字高瀬西原では、3月12日8時52分時点で毎時14マイクロシーベルト

②浪江町大字坂井字堂場では、3月12日9時1分時点で毎時15マイクロシーベルト

③浪江町加倉では、3月13日17時3分時点で毎時30マイクロシーベルト

であった（甲D86）。

他方、本件原発事故前の福島県内の空間線量は、例えば、浪江町に近い南相馬市原町区錦町（錦公園）では、平成23（2011）年2月22日の時点で毎時0.05マイクロシーベルトであった（甲D88）。

本件原発事故後の空間線量である上記①～③を、本件原発事故前の空間線量毎時0.05マイクロシーベルトと比較すると、

①は280倍

②は300倍

③は600倍

もの数値であった。

イ 浪江町津島地区の状況

原告ら浪江町民は、平成23（2011）年3月12日から15日の間に、8000人～1万人以上が町北西部の津島地区に避難した（甲D85、甲D145）。

浪江町津島地区付近の空間線量は、3月15日20時40分～50分時点で、GMサーベメータを用いて測定した数値は、

①車内で毎時220～300マイクロシーベルト

②車外で毎時255～330マイクロシーベルト

であった（甲D93。モニタリングカーを用い測定した結果）。

また、電離箱を用いて測定した数値は、

③車内で毎時195～260マイクロシーベルト

④車外で毎時240～300マイクロシーベルト

であった（同）。

津島地区の一部でありその北部に位置する赤宇木行政区でも、3月17日時点において、

⑤毎時150マイクロシーベルト以上の線量が計測された（甲D146）。

本件原発事故後の空間線量である上記①～⑤（但しいずれも最低の数値と仮定した場合）を、前述した本件原発事故前の空間線量毎時0.05マイクロシーベルト（甲D88）と比較すると、

①は4400倍（数値を220と仮定）

②は5100倍（数値を255と仮定）

③は3900倍（数値を195と仮定）

④は4800倍（数値を240と仮定）

⑤は3000倍（数値を150と仮定）

もの数値であった。

さらに、津島地区を南北に走る国道399号線沿いでも、平成23（2011）年3月23日12時15分頃から24日12時20分頃までの24時間に、1437マイクロシーベルトが観測されている（甲D147）。

ウ 南相馬市の状況

原告ら浪江町民の中には、津島地区の混雑を避けるなどの理由から、浪江町の北に隣接する南相馬市に避難する者もいた。

南相馬市の空間線量は、例えば、

①3月12日21時時点で毎時20マイクロシーベルト

②3月13日15時5分時点で毎時4.21マイクロシーベルト

③3月14日12時時点で毎時3.3マイクロシーベルト

④3月15日22時10分時点で毎時5.15マイクロシーベルト

ト

であった（甲D148）。

本件原発事故後の空間線量である上記①～⑤を、本件原発事故前の空間線量毎時0.05マイクロシーベルト（甲D88）と比較すると、

①は400倍

②は約84倍

③は66倍

④は103倍

もの数値であった。

エ 二本松市及びその周辺（福島県中通り地方）の状況

平成23（2011）年3月15日、浪江町は、福島県二本松市への避難を決定し、20キロメートル圏外も含め、浪江町全域に避難指示を発令し、津島地区内の各避難所にも避難を指示した（訴状129頁、甲D83・29頁、甲D149）。

それにより、原告ら浪江町民の多くは、二本松市をはじめとする福島県中通り地方へと避難した。

この点、二本松市と同じ中通り地方でありその北に隣接する福島市において、3月15日以降の空間線量は、例えば、

①3月15日18時40分時点で毎時24.24マイクロシーベルト

②3月16日0時時点で毎時21.40マイクロシーベルト

③3月17日2時時点で毎時14.80マイクロシーベルト

④3月18日0時時点で毎時12.70マイクロシーベルト

⑤3月19日0時時点で毎時11.10マイクロシーベルト

⑥3月20日1時時点で毎時10.10マイクロシーベルト

であった（甲D148）。

本件原発事故後の空間線量である上記①～⑥を、本件原発事故前の空間線量毎時0.05マイクロシーベルト（甲D88）と比較すると、

①は約485倍

②は428倍

③は296倍

④は254倍

⑤は222倍

⑥は202倍

もの数値であった。

オ いわき市の状況

原告ら浪江町民の中には、二本松市などの福島県中通り地方ではなく、浪江町と同じ浜通り地方にあり浪江町に似た比較的温暖な気候であるいわき市に避難する者もいた。

3月15日以降のいわき市の空間線量は、例えば、

①3月15日4時時点で毎時23.72マイクロシーベルト

②3月16日10時50分時点で毎時18.78マイクロシーベルト

③3月18日1時時点で毎時1.19マイクロシーベルト

④3月19日2時時点で毎時1.11マイクロシーベルト

⑤3月21日11時時点で毎時6.00マイクロシーベルト

⑥3月22日7時時点で毎時2.52マイクロシーベルト

であった（甲D148）。

本件原発事故後の空間線量である上記①～⑥を、本件原発事故前の空間線量毎時0.05マイクロシーベルト（甲D88）と比較すると、

①は約474倍

②は約376倍

③は約 2.4 倍

④は約 2.2 倍

⑤は 1.20 倍

⑥は約 5.0 倍

の数値であった。

カ 小括

以上のとおり、原告ら浪江町民の避難先等における空間線量は、本件事故前の空間線量と比較して非常に高線量であり、原告ら浪江町民はその高線量の放射性物質にさらされることにより被ばくしたのである。

(2) 原告ら浪江町民の被ばく量の調査

本件原発事故後において、以下のとおり各種の被ばく量の調査が行われたが、かかる結果からも、原告ら浪江町民が、避難時に放射線量が高い場所に居たことにより被ばくしたことが容易に推認される。

ア WHOによる放射線被曝量の推計

平成 24 (2012) 年 5 月 23 日に発表された、WHO による浪江町民の放射線被ばく量の推計結果によれば、浪江町民が事故後 4 か月間で、全年齢において 10～50 ミリシーベルト、乳児 (1 歳児) の甲状腺被ばく量については 100～200 ミリシーベルトと推計された (甲 D 150)。

イ 弘前大学被ばく医療総合研究所による甲状腺被ばく量調査

弘前大学被ばく医療総合研究所が行った浪江町民らの甲状腺被ばく量の調査では、最大の甲状腺被ばくを受けた者は 33 ミリシーベルトと推計された (甲 D 151)。

ウ 放射線医学総合研究所による甲状腺被ばく量推計調査

平成 25 (2013) 年 1 月 27 日、放射線医学総合研究所が行った

推計調査によれば、浪江町の1歳児の甲状腺被ばくが20ミリシーベルトと推計された(甲D152)。

エ 日本原子力研究開発機構による放射線被ばく量調査

日本原子力研究開発機構(JAEA)が行った浪江町民の放射線被ばく量の調査でも、浪江町民が最大で年間10～50ミリシーベルト被ばくしたと推計された(甲D153・18頁)。

(3) 小括

したがって、原告ら浪江町民は、本件原発事故後、福島県及びその周辺に滞在・避難したところ、かかる避難先等における空間線量は、本件事故前の空間線量と比較して非常に高線量であり、原告らはその高線量の放射性物質にさらされることにより被ばくしたのである。

4 まとめ

以上によれば、本件原発事故により、福島県及びその周辺に滞在・避難した原告ら浪江町民が被ばくしたことは明らかである。

第3 原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安や恐怖を抱いていること

1 はじめに

本件原発事故後、様々な主体が、原告ら浪江町民に対して、調査・アンケート等を実施している。

異なる機会に、異なる主体が実施した調査・アンケートであるにも関わらず、その結果は、原告ら浪江町民が、被ばくに対する健康不安を抱いていることを端的に示すものである。以下、整理して論じる。

2 住民意向調査

(1) はじめに

復興庁と福島県は、福島県内の各自治体と協力の上、住民意向調査を平成24（2012）年度から毎年実施している。既に平成24年（2012）年度版～平成29（2017）年度版を証拠提出済みであるが（甲D76～甲D81）、そのうち、浪江町についての平成30年度分の報告書を証拠提出する（甲D154）。

住民意向調査の目的は「東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難生活を余儀なくされていた浪江町住民の『帰還後の生活環境の改善』、『帰還に向けた諸施策の適切な実施に向けた取り組み』を検討するための基礎資料とする」というものである（甲D154・3頁）。

(2) 平成24年度版（甲D76）

平成24年度版（甲D76）では、以下のとおり、多くの浪江町民に放射線量に対する不安があることが裏付けられている。

「将来、浪江町が復旧・復興していくための【安心に関するもの】の取り組みで取り組んで欲しい順を聞いたところ、1番目としては「放射線量を許容できる範囲まで低下させること」（37.6%）と「原子力発電所の安全性が確保されること」（36.7%）がともに4割近く、ほぼ同率となっている。

2番目に取り組むものとしても、「放射線量を許容できる範囲まで低下させること」という回答者が30.4%で最も多い。」（甲D76・73頁）。

また、浪江町に戻らないと決めている人に対して帰還のための条件や必要な情報が何かを尋ねたところ、「放射線量の低下の目途」と回答する人が63.5%にのぼった（甲D76・80頁）。「性・年代別に見

ると、「医療機関（病院、診療所）の整備・再開時期の目途」は男女とも高年齢層に、「福島第一原子力発電所の安全性の確保」「放射線量の低下の目途」…は弱年齢層ほど、それぞれ多くあげられる傾向がある。」（甲D76・81頁）

さらに、浪江町には戻らないと決めている人に対して「戻らないと決めている」と回答した理由を尋ねたところ、「放射線量に対する不安があるから」が75.3%で最も多くあげられ」ていた（甲D76・82頁）。

加えて、「国・自治体への要望、復興に対する展望や気持ち」を尋ねる自由記載欄には、「放射能の影響が一番心配。戻ったら、将来子供の結婚に影響があるのではないかと、とても心配です（女性・30代）」

「原発や放射性物質に対する不安が、いつもつきまっています（女性・60代）」と、被ばくに対する不安の思いが吐露されている。

このように、平成25（2013）年1月9日～同月23日（甲D76・3頁）に実施された調査結果から、原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安を抱いていることが裏付けられている。

（3）平成30年度版（甲D154）

（2）で挙げた、浪江町民が被ばくに対する不安を抱いているという事実は、住民意向調査平成25年版（甲D77）～平成29年版（甲D81）でも同様に認められる。

今回提出した、平成30年版（甲D154）は、平成30年10月8日～同月22日に実施された調査の結果（甲D154・3頁）をまとめたものであるが、以下のとおり、被ばくしたことに対する不安を抱えている者及び被ばくによって健康に対する不安を抱く者が、依然として一定数いることがうかがえ、この結果をみても、原告ら浪江町民が、被ば

くに対する健康不安を感じていることは明らかである。

問	回答	割合 (%)	甲D154の頁数
浪江町内での今後の生活において必要だと感じていること	継続的な健康管理など、放射線に対する不安解消への取り組み、放射線量低減対策	36.9	10
浪江町へ帰還する場合に不足していると感じること	被ばく低減対策	47.3	12
浪江町への帰還時期を判断するために必要な条件	放射線量の低下や除染成果が分かってから	26.7	13
	放射線の人体への影響が分かってから	14.9	
浪江町への帰還を判断するために必要なこと	放射線量の低下の目途、除染成果の状況	28.0	14
	放射線の人体への影響に関する情報	23.7	
浪江町への帰還についてまだ判断がつかない理由・帰還しない理由	放射線量が低下せず不安だから	30.9	15
		30.2	

3 「なみえの子どもたちの想い—復興に関する子ども向けアンケート自由意見」（甲D26）

甲D26号証は、浪江町が平成24（2012）年1月当時小学校1年生から中学校3年生までの子ども達を対象に実施したアンケート結果である。

「大人になったとき、浪江町はどんな町になっていて欲しいですか」との質問に対して、972件の自由意見が寄せられた。うち302件が、放射能の心配がなく、安全安心で、きれいな町と回答し（15頁）、うち6件が、原発がない町と回答した（41頁）。

「その他、町長にお願いしたいこと」に対して、737件の自由意見が寄せられた。そのうち、復興や除染に関しては、「放しゃのうをなく

してほしい」「放射能があるので、浪江町には戻りたくないです。」などといった意見が数多くあった（５９頁以下）。

また、内部被ばく検査、甲状腺検査等に関しては、「新潟でも甲状腺の検査を早くできるようにしてください。」などといった意見があった（７４頁）。

以上の回答からは、原告ら浪江町民である子どもたちも、被ばくに対する健康不安を抱いていることが明らかである。

4 浪江町被害実態報告書・精神的損害実態調査アンケート（甲D102）

早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクトの浪江町質問紙調査班は、平成25（2013）年8月31日、浪江町被害実態報告書を公表した。

同報告書は、浪江町の住民全10109世帯（総人数21436名）に対するアンケート調査（有効回答9384通）に基づき作成されたものである（甲D102・2頁）。

このうち、アンケート調査においては、被ばくに関する質問に対し、子（孫）の結婚、出産への不安について4795人が、被ばくしたことによる差別・偏見について4185人が、放射能が見えない恐怖については6809人が、低線量被ばくによる影響については5535人が、「強い不安」があると回答している。

被ばくについての自由記載欄にも、「後に津島の線量が高いことを知り、将来への不安が大きくなりました。検査では正常でしたが不安です。」（30代女性）、「浪江町民だけが、原発事故を知らずに一番放射能の高い地域へ避難させられたことに怒りを感じている。」（40代女性）、「放射能をあびたから何年後か後にはガンで死ぬんじゃない

か。放射能が怖くて大事なものも取りに行けなかった。」（30代女性）、「体内に入ってしまったセシウムがまだ人体の中にいることへの不安が未だにつきまとう。誰にもわかってもらえない。」（40代女性）、「子どもが将来健康を害するのではないか。差別されないか。とても不安。」（40代女性）、「自身の被ばく量。いつ発症するのか、子どもは産めるのか。」（30代女性）、「お腹にいた子どもへの放射能への不安。」（20代女性）、「放射能を吸ったことによって子供の頭痛や吐き気やただの風邪さえも心配になる。」（30代女性）といった回答がなされている（甲D102・26～27頁、51～53頁）。

このように、アンケートの回答結果を見ても、原告ら浪江町民が、本件原発事故による被ばくに対する健康不安を抱いていることは明らかである。

5 健康不安に関するアンケート（甲D97）

甲D97号証は、本件事故による健康不安に関するアンケートについて、浪江町民の回答結果を福島第一原発周辺の町村（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村）の住民の回答結果と比較した表とグラフである（平成27（2015）年12月公表。）。

これによると、浪江町の場合、不安を感じた事項別では、「安全になる時期の見通しが立たないこと」と回答した町民が67.5%、「内部被ばくの情報」と回答した町民が61.2%、「外部被ばくの情報」と回答した町民が61.2%、「何が科学的に正しい情報なのかわからないこと」と回答した町民が54.6%、「自身の健康への影響」と回答した町民が54.5%、「子どもへの健康への影響」と回答した町民が48.8%であり、ほとんどの項目で、他の町村と比較して一番多いか、葛尾村に次いで2番目に多かった。

このことから、原告ら浪江町民が、被ばくに対する健康不安を抱いていることが分かる。

6 まとめ

このように、異なる主体が実施した調査・アンケートであるにも関わらず、多くの浪江町民が、被ばくに対する健康不安を抱えていることが明らかにされ、ひいては原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安を抱えていたこと、およびその不安は今も継続していることが認められる。

第4 原告ら浪江町民が被ばくによる健康不安や恐怖を抱くことが合理的であること

1 県民健康調査

福島県では、本件原発事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とし、「県民健康調査」を実施している（甲D155・1頁）。

このうち、詳細調査として、子どもたちの健康を長期的に見守ることを目的として、平成23（2011）年3月11日時点で概ね18歳以下の福島県民を対象に、甲状腺（超音波）検査を実施しており、令和2（2020）年1月時点で、令和2（2020）年3月までの検査予定が公開されている。

県民健康調査は社会的にも注目されており、たとえば、震災時福島県内に居住していた18歳以下の子どもについて、甲状腺がんの罹患者が出てきており、平成25年8月20日の時点では、甲状腺がんの確定診断を受けた者が18名、がんの疑いがある子どもが25名いることが判

明しているとの報道もなされ（甲D156、甲D157）、おおむね3ヵ月ごとに開催される県民健康調査検討委員会は公開され、甲状腺がんの罹患者等の情報を含む調査結果は随時公表されている。

特に、甲D155・2頁【評価・今後の方向性】欄においては、以下のとおりの指摘がある。

「放射線の影響の可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定できず、影響評価のためには長期にわたる情報の集積が不可欠であるため、検査を受けることによる不利益についても丁寧に説明しながら、今後も甲状腺検査を継続していくべきである。」

「放射線被ばくの影響評価には、長期にわたる継続した調査が必須である。」 「放射線の影響を受けやすいという観点からは、検査対象者の中で、特に、事故当時の乳幼児における検査結果は重要なものである。」

「個々の甲状腺がんの原因の特定は困難であるものの、集団として捉えた場合、二次検査を受ける患者の多くは、今回の甲状腺検査がなければ、少なくとも当面は（多くはおそらく一生涯）、発生し得なかった診療行為を受けることになると考えられるため、甲状腺検査を契機として保険診療に移行した場合の経済的負担を解消する施策は継続すべきである。」

「今回の原子力発電所事故は、福島県民に、「不要な被ばく」に加え、「不要だったかもしれない甲状腺がんの診断・治療」のリスク負担をもたらしている。しかし、甲状腺検査については、事故による被ばくにより、将来、甲状腺がんが発生する可能性が否定できないこと、不安の解消などから検査を受けたいという多数県民の意向もあること、さらには、事故の影響による甲状腺がんの増加の有無を疫学的に検討し、県民ならびに国内外に示す必要があることなどを考慮しなければならない

い。」

医師委員を含む県民健康調査検討委員会の中間取りまとめにおいてこのような事実が指摘されていることからして、福島県内及びその周辺の居住者が、被ばくによる健康不安を感じており、そう感じるものが合理的であることを裏付けている。

2 浪江町民に対する内部被ばく検査等

(1) 内部被ばく検査

平成23(2011)年6月27日から、福島県は、浪江町民の約1割に当たる妊婦や子どもを対象に、内部被ばく検査を先行実施している。また、同年11月11日からは、浪江町は、ひらた中央病院に町民の内部被ばく検査を業務委託し、ひらた中央病院においても、町民の内部被ばく検査を実施させている。

上記の福島県による「内部被ばく検査は、18歳未満及び妊婦が主体のものであり、全町民が対象となっていない。そのため、多くの町民は内部被ばく状況が分からない状態であり、常に不安との闘いでもある。」(甲D158・25頁)。

そこで、浪江町は、「町民の長期的な健康管理と、放射線による健康不安の軽減を図るため」(甲D159・84頁)、独自にホールボディカウンターを購入し、平成24(2012)年4月27日以降、全浪江町民に対する内部被ばく検査を毎年実施することとした(甲D158・25頁)。

平成26(2014)年9月末時点で、年齢別に分析すると、最も多く受診しているのは4～9歳で217.8%、次に多く受診しているのは10歳代であり156.1%であった(甲D158・26頁)。これは、検査を受けた延べ人数を検査対象者で除した数字であり、217.

8%であれば1人あたり2回以上、156.1%であれば1人あたり1.5回は、少なくとも内部被ばく検査を受けているということがわかる。

また、平成27(2015)年4月から平成28(2016)年3月までの実績としても、2789名が受診していることがわかる(甲D159・84頁)。

これら、多くの浪江町民が検査を受けるべく行動していることは、原告ら浪江町民が、本件原発事故で被ばくしたことにより不安を感じていることを前提として、被ばくによる健康不安を感じるものが合理的なものであることを裏付けている。

(2) 甲状腺検査

福島県は、平成23(2011)年10月11日から、震災時18歳以下の(原告ら浪江町民を含む)県民を対象に、甲状腺検査を実施している。この甲状腺検査において、平成23(2011)年から平成25(2013)年までに実施された先行検査で、震災時18歳以下として対象となった浪江町民は、3645人であるが、そのうち3249人が実際に甲状腺検査を受診しており、受診率は89.1パーセントに及ぶ。

この点、「県が実施している甲状腺検査は、18歳以下を対象とし、二十歳までは2年毎に再検査、さらに二十歳を過ぎると5年後に再検査となっている。しかしながら、被ばくは事実であり、本人も含め子供を持つ親たちは常に不安との闘いであることは間違いない。」(甲D158・27頁)。そこで、浪江町は、「震災時40歳以下の全町民の長期的な健康管理と、放射線による健康不安の軽減を図る」ために(甲D159・85頁)、対象年齢も大幅に引き上げ、毎年検査することとした

(甲D158・27頁)。

これら、多くの浪江町民が検査を長年にわたり受け続けている事実は、原告ら浪江町民が、本件事故当時18歳以下であった子ども及びその親を中心に、本件原発事故で被ばくしたことにより不安を強く感じたことを前提として、そのような不安を感じるものが合理的なものであることを裏付けている。

また、福島県が震災時18歳以下の県民を対象に実施した甲状腺検査に及び浪江町が実施した甲状腺検査について、B判定(5.1mm以上の結節や20.1mm以上の嚢胞が認められる。)となった者が合計29名認められ、「検査により甲状腺ガンが2名の子どもに確認された」(甲D158・27頁)。

さらに、平成26年度については、検査実施対象者が3772名であったところ、2500名(割合としては66.3%)が甲状腺検査を受けたことが記載されており(甲D159・85頁)、被ばくしたことによる不安を抱え続けていることが読み取れる。

この事実は、原告ら浪江町民は、本件事故当時18歳以下であった子ども及びその親を中心に、本件原発事故で被ばくしたことにより不安を強く感じるものが合理的であることを裏付けている。

(3) 染色体検査

平成25(2013)年1月29日以降、弘前大学被ばく医療総合研究所は、震災時18歳以下で申し込みのあった861名を対象として、初期被ばく線量検査(血液中の染色体検査)を実施した(甲D159・86頁)。

これは、血液中のリンパ球という細胞における染色体異常を調べて、内部被ばくと外部被ばくを併せた身体全体の被ばく放射線量を推定する

というものである（甲D160・1頁）。

原告ら浪江町民は、「福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質によって身体全体がどれくらいの放射線量を被ばくしたかが全く分からない状態」であり、「自分の被ばく放射線量を知ることによって将来への健康不安を解消するために染色体検査による線量推定を行」った（甲D160・4頁）。

平成25（2013）年1月29日当時、861名の者が染色体検査の申し込みをしたという事実は、本件事故当時18歳以下であった子どもおよびその親を中心に、本件原発事故で被ばくしたことによる健康不安を感じる事が合理的であることを裏付けている。

3 裁判所による現地（被災地）視察の状況

本件と同種の訴訟において、各裁判所は、この間、進行協議期日等を活用して現地（被災地）視察を実施しているところ、平成30（2018）年11月13日（仙台地裁・双葉町）、令和元（2019）年5月27日（仙台高裁・浪江町及び富岡町）、同年6月13日（仙台高裁・浪江町及び富岡町）、同月24日（東京高裁・浪江町）のすべてで、裁判官らは白い防護服を着用している（甲D161～甲D164）。

つまり、本件原発事故から7～8年以上経過し、空間線量としては本件原発事故直後よりも低い数値が計測されている時期においても、各地の裁判官は、白い防護服を着て浪江町を含む地域を視察しているのであって、なお、外部被ばくを恐れて行動していることが認められる。

このようなことからすれば、本件原発事故直後に福島県及びその周辺にいた原告らが、被ばくによる健康不安を抱くことはきわめて合理的である。

第5 結語

原告らは、本件原発事故により被ばくしたことで、将来の健康被害が生じることに對する不安や恐怖を抱え続けて生きていくこととなった。

すなわち、原告らは、生命・身体に對する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって、精神的平穩や平穩な生活を侵害されない権利を侵害されたものである。

かかる権利侵害について慰謝料が認められるべきことは、いうまでもない。

以 上